

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
所長 金丸 憲史
〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page

- 1 厚労省から周知ポスターとリーフレット
勤務間インターバル制度が働き方を変える
- 2 特集
準備は何か?「労働保険の年度更新」
- 4 TOPICS
 - リファラル制度によるアルバイト採用
 - 「企業選びの軸」に変化
「希望の働き方ができるかどうか」を重視
 - 健康への配慮は勤め先への信頼を高める
 - 過労死ライン未満でも労災認定

- 6 すっきりわかる。年金
成人年齢引き上げによる
年金制度への影響はある?
- 7 人事労務の法律ミニ教室
シフト制なら勤務日数を減らせる?
- 8 改めて考えよう この手当
役職手当
- 8 労務ひとこと
年金手帳の廃止

厚労省から周知ポスターとリーフレット 勤務間インターバル制度が働き方を変える

厚生労働省の「働き方・休み方ポータルサイト」において令和4年1月、勤務間インターバル制度の周知ポスターとリーフレットが公開されました。

勤務間インターバル制度とは、終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間（インターバル時間）を設ける制度のことです。平成31年4

月より企業の努力義務となっています。生活時間や睡眠時間を確保することによって従業員の健康を守り、人材の確保・定着、離職者の減少も期待されます。仕事とプライベートにメリハリをつけることによって生産性の向上につながるというメリットもあります。

遅らせた時間の取り扱いは

簡単に言うと、遅くまで残業した翌日は始業時刻を遅らせるというものです。遅らせた時間分をどう取り扱うのかについては、図のような事例が示されています。

このほか、ポータルサイトでは、制度導入・運用マニュアルも公開されています。

